

平成26年 第2回定例会

1 議事日程第2号

6月17日(火曜日) 午前10時開会

日程番号1	会議録署名議員の指名
日程番号2	一般質問
	1 大西 米明議員 - 食育について
	2 清水 秀雄議員 - 憲法解釈の変更をどう考えるか
	3 和田 鶴三議員 - 介護保険制度の対応について
	4 服部 悦朗議員 - 小学校の統廃合について
	5 秋間 紘一議員 - 農協連レンタル事業について
日程番号3	議案第4号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について
日程番号4	議案第5号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について
日程番号5	議案第6号 固定資産評価審査委員会委員の専任について

2 出席議員(12名)

1番 秋間 紘一	2番 飯島 勝	3番 森本 真隆	5番 細井 文次
6番 出村 寛	7番 服部 悦朗	8番 清水 秀雄	9番 中村 貢
10番 和田 鶴三	11番 大西 米明	12番 加藤 宏一	13番 加納 三司

3 欠席議員(0名)

4 地方自治法121条の規定による説明のための出席者

町長	小林 康雄	教育委員会会長	力石 憲二
代表監査委員	佐藤 宣光		

5 町長の委任を受けて出席した者

副町長	柴田 敏之	保健医療福祉センター長	山中 雅弘
総務企画課長	寺田 和也	会計管理者	土屋 仁志
町民課長	波多野 義弘	保健福祉課長	大森 三宜子
産業振興課長	高木 康弘	建設課長	増田 優治
道路維持担当課長	佐藤 英明	子ども課長	高橋 典代
病院事務長	奥村 光正	特別養護老人ホーム施設長	金森 秀文
子ども課長	高橋 典代	消防署長	荒田 雅則

6 教育委員長の委任を受けて出席した者

教育長	堀江 博文	教育課長	辻 亨
教育委員会参与	笠谷 直樹	高校事務長	藤村 延
給食センター所長	鈴木 典人		

## 7 農業委員会会長の委任を受けて出席した者

事務局長 遠藤 政雄

## 8 職務のため出席した議会事務局職員

事務局長 瀬口 豊子 総務係長 藤内 和三

## 9 議事録

(午前10時00分)

1	加納議長	<p>ただいまの出席議員は12名であります。</p> <p>定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。</p> <p>本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。</p> <p><b>日程第1、会議録署名議員の指名を行います。</b></p> <p>本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、5番、細井文次議員及び6番、出村寛議員を指名いたします。</p>
2	大西議員	<p><b>日程第2、一般質問を行います。</b></p> <p>それでは、順次発言を許します。</p> <p>質問順位1番、大西米明議員、食育について教育委員長に質問を行います。</p> <p>おはようございます。それでは、1番バッターとして教育委員長に食育についてお聞きをいたします。</p> <p>平成17年6月食育基本法が制定され、小中学校において食育が行われるようになりました。従来学校教育では、知育、徳育及び体育の3部門が教えられてきましたが、これに食育が加えられました。食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育てていく基礎となるものであります。新たに食の安全との問題や食の海外への依存の問題が生じており、みずから食のあり方を学ぶことが求められております。</p> <p>また、地域の多様性と豊かな味覚や文化の薫りあふれる日本の食が失われつつあります。しかし、このたび和食がユネスコの無形文化遺産に登録されました。我が国の伝統あるすぐれた和食は、多様な食材を新鮮なまま食し、栄養バランスにすぐれ、自然の美しさや季節感を表現しています。和食を学校教育で児童または生徒に教え、理解を深めるべきと考えますが、意見を伺います。</p>
	加納議長	<p>教育委員長、答弁お願いいたします。登壇願います。</p>
	力石教育委員長	<p>それでは、大西議員の質問にお答えいたします。</p> <p>現在本町の学校給食センターでは、主食につきましては米飯7割、麺類2割、パン1割を基本に献立を立てております。米飯のときには、給食費の関係で一汁三菜とまではいきませんが、一汁二菜を基本に栄</p>

養価を考えながらバランスのとれた学校給食を提供しているところです。特にみそ汁はだしをとって提供しており、味だけではなく基本に忠実な方法により調理しております。また、和食の基本である煮物やあえものを多く取り入れたり、魚の切り身を月に2、3回取り入れるなど、日本食豊かな給食を提供するよう努めているところでございます。今後とも学校給食を通してユネスコ無形文化遺産に登録された日本人の伝統的な食文化である和食を児童生徒に教え、理解を深めていくよう努力してまいりたいと考えております。

さらに、学校教育における食に関する指導は、学校給食を生きた教材として活用しつつ、給食の時間はもとより、社会、理科、生活、家庭、技術家庭、体育、保健体育の各教科や特別活動、道徳、総合的な学習の時間といった学校教育活動全体を通して行われることが必要であります。一例として、小学校5、6年の家庭科の学習の中で、調理実習を通して日本の伝統的な日常食である御飯とみそ汁を中心とした栄養バランスのとれた献立を計画、調理し、自分たちの毎日の食事への関心を持たせております。また、5月の学校給食では、端午の節句やかしわ餅の由来、カシワは土幌町の町木であるなどの話を用意して江戸時代から伝統のあるかしわ餅を行事食として提供したところです。議員指摘のように、改めて日本の食文化である和食のよさを学び、次の世代へ受け継いでいくことが大切であると考えております。

教育委員会といたしましては、今後とも食育基本法の基本理念にのっとり、児童生徒が健全な食生活を実践し、健康で豊かな人間性を育んでいけるよう栄養や食事のとり方などについて正しい知識に基づいてみずから判断し、実践していく能力などを身につけさせるために、継続性に配慮し、意図的に学校給食を教材として活用しつつ、給食の時間を初めとする関連教科などにおける食に関する指導を体系づけ、学校教育活動全体を通して総合的に和食を重視して食育を推進していく所存でございます。

以上、大西議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

加納議長  
大西議員

再質問があれば許します。11番、大西議員。

私の思っていることは全部答弁で言っていたら、前向きに和食の取り入れも検討するということでもありますから、余り再質問はないのでありますけれども、何点か私の気がついたことをちょっとお聞きしたいと思います。

まず、昭和29年に学校給食法が施行された。その当時は、戦後間もなくということで食糧難で、子供たちにきちっとした栄養を与えることがなかなか家庭で難しかった時代であります。それで、子供たちに栄養をつけるということで学校給食が始まったのでありますけれども、やはりその目的は今はもう達成されて、家庭で栄養をとり過ぎるぐらいの、害になるぐらいの食事をしていますから、それで今は食育

ということで、いろんなことを食育の中で子供たちに教えるという形になってきたのだと思います。それとあわせて栄養教諭制度ということで新しい制度が入って、学校の教諭と違い、栄養教諭はそれなりの知識を持って子供たちにそういう食育を教えていく任を担っているのだと思います。

それで、給食センターだよりを見させてもらいますと、今委員長の答弁でありましたように、学校給食の7つの狙いということで、これは学校給食法の学校給食の目標の7点を細かく書いてある。7点に分けてきちっとあるところでもあります。それから、これは父兄が読んでいただければ、児童はなかなか難しいと思いますけれども、大人の方はこれを見て学校給食でどういうことをやっているのかという狙いはよく理解できているのだと思います。それで、今言われたように日本食の文化、これは正月にはお節料理、めでたいときには赤飯、委員長の答弁書にあった5月5日には節句のかしわ餅というような季節感のある教材を提供しているということでありました。それで、今年の5月の給食カレンダーを見させていただきました。それで、ずっと1カ月分の献立があります。それで、和食というのを推進していきたいということでもありますけれども、やはり和食のいいところは私も言ったように季節感というものが大事なのだと思います。それで、5月の給食カレンダーを見ますと、サケの西京焼き。サケというのは、多分秋にとれるのが常識であって、今は通年冷凍で何でもありますから、通年で食材は用意はできるのだと思いますけれども、やはりサケはいつなのだと。いつとれているのだから、今この旬のものですよと出すのが和食の一番いいところだと私は思っているのです。ですから、サンマもありますよね。それとかサバだとかというものを使っていますけれども、サンマは秋の刀の魚と書きますよね。やっぱり秋の魚なのです。だから、年中通してあるのかもしれないけれども、やっぱり旬に合ったものを子供たちに理解を深めて食べさせていただきたいなと思いますし、多少骨はありますというけれども、多分骨はある程度とってあるのだと思います。ですけれども、子供が大きくなっていく上で、魚は非常に体にいい栄養素を持っていますから、骨があるから今大人でも食べたくないという人いますけれども、手でつかんでもいいから骨があるぐらいのものを食べる練習をしていかないと、それは児童のほうはちょっと難しいかもしれませんけれども、中学生ぐらいになると骨を自分で外して魚を食べるようなことを身につけていくことがこれから社会に出ていったときにどういう立場になるかわからないのですから、やっぱりそれは大事なのだと思います。ですから、ぜひ季節感のある食事を、和食をつくっていただきたいなと思うけれども、それについて教育長はどう考えますか。

加納議長

教育長。

堀 江 今質問いただきました季節感のある給食の献立についてでございますが、確かに5月の、先月の給食カレンダーにはサケの西京焼きであるとかサバの塩焼きであるとか、そういうものが使われてございます。しかしながら、秋には土幌でとれた野菜であるとか、こういうことも献立で努力しているわけでございます。できるだけこの材料はいつとれて、どこでとれたとか、そういうようなことも教えながら、今後十分注意しながら進めていきたいと思っております。しかしながら、だからといってこの時期に魚を出さないというわけにもいきませんので、カロリーとか栄養とか考えますと。その点もご理解いただき、今後とも旬に応じた給食メニューを、献立を立てていくよう栄養教諭とも相談していきたいと思っております。

加納議長 再質問をお願いします。

大西議員 旬のものを出すことが和食の基本でありますから、また和食には、委員長の答弁の中に一汁三菜はいかないけれども、一汁二菜ぐらいに献立をしたいということでもありますけれども、一汁三菜というのは和食の基本であります。それで、平安時代から続いている日本の伝統ある食事でありますから、いろんな和食をやることによって子供たちに食事のマナーを教えられると思うのです。一汁三菜といいつつも御飯は左、配膳のことから、それからつゆものについては右側、魚については左側が頭で腹を前に向けるとかという、そういうことを子供のうちから和食の教育を使いながら教えていくことが男子生徒にはかわりないのかどうかわかりませんが、女性の、女の生徒にしてみれば家庭に入ってやはりそういう基本をきちっと覚えていくことが大事なのだと私は思うのです。本来そういうことは家庭で教えるべきなのだと思うのですが、食育というのは基本的には家庭の中であるべきだと思うのですが、今女性の社会進出が多くなってきて、なかなか家族そろって食卓を囲むことが少なくなったのだと思うのです。本来は、家庭で親が子供たちにそういうしつけをしていけばいい。箸の持ち方、今の子供たちを見ているとなかなか私たちの子供のとき親から言われた箸の持ち方ができない子が大勢いるように見かけるのです。だから、御飯の配膳にしてもマナーにしても、それから箸の持ち方、茶わんの持ち方、そういうこと、本当にこれは家庭でやるべきことですが、それがなかなか今の家庭事情でできないとすれば、給食の中でそういうことを教えてはどうかと思うのですが、ひよっとしたら教えているのかもしれませんが、その辺は教育長、どうですか。

加納議長 教育長、答弁をお願いします。

堀 江 給食のマナー、さらに家庭での箸の持ち方とか、そういう食事のマナーにつきましては、それぞれ各学校で学校経営計画というものを定めております。この中に食に関する指導の計画という項目がございます。

して、毎月何を重点的に指導していくかということが決められております。例えて言いますと、この学校では12月には感謝して食べようと。食事の挨拶と意味、食べ物の命であるとか、食事をつくってくれる人に対する感謝であるとか、生産してくれた方々に対する感謝の気持ち、さらに日本の食文化を見直そうということで、箸の持ち方や使い方、正しい持ち方の指導、さらに和食の基本として一汁三菜とはまだいきませんが、一汁二菜の特徴、それらについて一例として指導しているところでございます。これにつきましては、食育基本法が制定されて以来、小学校、中学校それぞれ、高等学校も幼稚園もですが、学習指導要領の改訂がございまして、食に、知育、徳育、体育、それらの基本となるものとして食育を指導していこうという国の考えのもとに進めているものでございます。

以上です。

加納議長  
大西議員

再質問があれば許します。11番、大西議員。

教育長の答弁で教えているのだよという、学校経営何とかですか、それに書いてあるのだというけれども、なかなか本当にそれが教えられているのかなと。今の子供たちの箸の使い方、いろんなことはどうなのかな。それから、つくった人に、言ってみればそういう感謝をするよというところでありますけれども、やはり一番それを教えやすいのは、皆さん御飯をいただくときにいただきますと手を合わせますよね。この間のおもてなしで手を合わせておもてなしなんてテレビでやってしまうと、子供たちはおもてなしが手を合わせることだなんて思うかもしれませんが、これはやっぱり手を合わせる。いただきますという手を合わせることの大事さ、それはどういう意味なのかということの中で説明はしているのだと思いますけれども、つくってくれた人、それから食材を提供してくれた人に感謝をしつつ、魚だとか肉だとか野菜、それはもうとうとい生命をいただいているわけですから、それに対する感謝の気持ち、それをきちっと教えることでやはり残渣を残さない。大事なことだと思うのです。つくってくれた人の苦労だとか、それから農家の人のつくっている苦労だとか、そして生きているものの万物の命をいただいて自分らは栄養としているのだということをきちっと感謝をする気持ちを持って手を合わせて食べているとすれば、残渣というのは残らないと思うのです。ですから、それを食事のときにきちっと子供たちに教えることによって、残渣が出てこないのだと思うのです。

土幌町の教育委員会で残渣の調べをしていますが、やはり小学生より中学校のほうが何か残渣が多いし、牛乳も5人に1人は残すのでなく、手もつけないのだということが報告にありましたけれども、日本の米の総生産が850万t、それで日本の残渣、食料ロスだとか、いろんなものがありますけれども、それが約500万tから800万t、米の総生

産に匹敵するぐらいの残渣が出ているということです。それは、今地球上で8億人近くの人が栄養不良で困っていると。日本の国だけ39%しか自給率ないのにそんなに残渣を出すと。私は、今回の質問は和食を教えることによって、今のいう手を合わせることを含めて残渣が何とかなくならないのかなと。せっかく土幌なんか特に酪農地帯でありますから、牛乳をつくっているプロ、そういうのを教育の中で農家の生産者のところへ行って、どうやって食べ物ができているのか、そういう牛屋さんに行って牛の牛乳がどうやってできていくのかという勉強はしているみたいでありますけれども、だとすればもう少しそういうものが、5人に1人が牛乳を全然口にしないというのは理解できないのです。中学生ぐらいになると、牛乳飲むと太るという変な間違った考え方を持っているのか、それから残渣も中学校になるとふえてくるというのもやはりそういうことなのかなと。ですから、きちっとやっぱり和食を通じてそういうつくった人に感謝をする気持ちを教え込むことによって残渣はなくなっていくと思うのです。ですから、非常にもったいない話でありますし、今世界中でもったいないという言葉が、日本から発信して、それが世界中に広まって行って、いろんなところで使われるようになったと聞いておりますけれども、ぜひ発進地の日本がそういう米の総生産に匹敵するぐらいの残渣を出すようなことがないためには、やはり小さいときからやっていかないとなかなか身につけていかないのかなと思いますけれども、その辺について教育長、どうですか。

加納議長  
堀 江  
教 育 長

教育長、答弁をお願いします。

ただいまの給食の残渣の質問でございますが、残渣につきましては定期的に給食センターで量などを計測してございます。そしてまた、残渣の行き先につきましては、バイオガスで発酵させて堆肥にさせている次第でございます。しかしながら、堆肥にしてリサイクルすることがいいかといいますと、そうではなく、やはり食べ残しがないように、もったいないという精神、また生産者であるとか、動物であるとか、給食をつくってくれた人たち、これらの方々に感謝の気持ちを考えながらもったいない精神で食べ残しなく給食をとることが必要であると指導しているわけでございますが、アンケート結果にもありましたように、確かに食べ残しはまだ現実にはございます。現在日本の食料自給率につきましても先進国中最低の水準となっております。十勝につきましては、食料自給率、カロリーベースで昔のデータですが、1,100%ですか。土幌町におきましては、これも昔のデータですが、4,400%という高い数値でございますが、日本全体を考えたときに果たしてこのままでいいのかという問題もございます。今後とも食べ残しがないように指導していくわけでございますが、一部の児童生徒におきましては食品アレルギーを持つ方もございますので、これらの児童

生徒に対してはこれまでも特別な給食を用意しているわけですが、そういうことも継続しながら、今後とも食べ残しがなくなるよう食事に対して感謝の念を持つような指導をしていきたいと考えております。

以上です。

加納議長  
大西議員

再質問をお願いします。

今教育長が土幌町の自給率は4,000を超えるということでありまして、けれども、土幌にも多くの子供たちは、農家の子供たちがたくさんいるのだと思うのです。それは、お父さん、お母さん、家族の方が苦勞をして、十勝の土幌は農業が基盤産業でありますし、食料の生産基地でありますから、お父さん、お母さん、家族の方の努力によってそういう食料ができていくということを子供たちが理解をすれば、多分そんな残すというもったいないことはだんだんしないと思うのです。それですから、子供たちに学校菜園なんか使いつつながら、学校菜園でつくったものはいろんな機会を通じて、そこで学校で調理をして食べているみたいでありますけれども、やはりそういうことも含めてもう少し地域に子供たちが入って、今新聞等には何回か出ていましたけれども、教えていくべきではないのかなと。まだ足りないのかなと思っております。そのためには、栄養教諭、今制度をつけて文科省としては全国に配置するようにと。食育を推進するために必要だということで配置はしてきているのですが、土幌町でも1名の方が栄養教諭でありますけれども、1人というどうしても給食のほうのつくるほうに力を注がないと、給食のほうのつくる人、賄いをしている人が多分少ないのだと思うのです。だから、その人らも手伝わなければならないし、それからスペースも先日の総務文教の報告にもあったように、スペースとしては小さいと。だから、早く大きくしたらいいのではないかと。だから、これと和食を取り入れていくとどうしてもやっぱり今の人数ではやれるのかなという心配もありますし、スペースはもう少し、委員会で報告があったようなことだと思います。そこで、これは予算のことですから町長部局になってしまうので、ここでは答弁求めませんけれども、栄養教諭の立場がきちっと理解されていないと、各学校へ行ってもなかなか机があるわけでありませんから、職員室に。ですから、文科省としては養護教員と同等の扱いをしてほしいということでありまして、けれども、まだまだ制度として10年もたっていませんから、学校側の受け入れもそうなっているのかもしれないかもしれませんが、いろんな部門で食育のことを勉強しておりますから、ぜひ栄養教諭をどう活用していくかということが食育の大事なところに行くのだと思いますけれども、活用の仕方、今も各学校年3回ぐらいですか、回っているみたいですが、もう少しふやして、それとか子供たちよりも先生方を集めて講習するとか何とかということもあったらいいかなと思いますけれども、その辺については、教育長。



加納議長  
堀江  
教育長

教育長、答弁願います。

今大西議員から学校農園のお話が出ましたが、各学校に学校農園ございまして、土幌町の場合、食品加工研修センターという施設がございまして、そちらに自分たちでつくった農作物を持ち込んで、例えばカレーのレトルトをつくるとか、こういう食育の活動も展開しているところがございます。また、農協の青年部さんにはアグリスクールということで、最近の新聞、勝毎さんの報道にも載ってございましたが、土幌小学校におきましては搾乳の体験であるとか、ミニトマトの収穫体験、さらに去年は牧場の見学であるとか、さらに町の肉牛振興会さんには土幌牛を提供いただいて、肉牛振興会の方に教室で授業を行っていただく、このような取り組みも展開しているところがございます。

今大西議員からありました栄養教諭のお話でございますが、栄養教諭の配置基準というのが北海道教育委員会で決められてございまして、共同調理場を持っている場所につきましては、給食の規模ですが、1,800人以下の場合1人配置と、このように大変少ない配置なわけでございます。配置は土幌小学校に配属をしております。さらに、学校給食センター、これを兼務しているわけでございます。給食の管理運営も行いながら、時間があいたときには各学校へ栄養指導に行っているという状況でございます。しかし、先ほど説明しました学校経営計画、この中に各学校で今月は何を指導する、こういうことを決めておりますが、これは栄養教諭が中心となりまして各学校の養護教諭、さらに体育であるとか、保健体育の教諭、さらに学級の担任、これらとともに連携をとりながらやっているわけですが、私も栄養教諭についてはまだまだ不十分であると思っております。栄養教諭が始まってからまだ何年もこの制度はたつてはいないと思っております。今後また国や道でも食育を充実する観点から、栄養教諭を増員していくことが求められるとは私も思っております。今後とも各学校と連携をとりながら、栄養教諭の指導のもとに食育に対する指導を行っていきたいと考えております。

以上です。

加納議長  
大西議員

再質問があれば、11番、大西議員。

ぜひ栄養教諭の活用をしていただきたいと思っておりますし、献立を見ていると、献立がどうも和洋折衷の部分が多くありますので、どうですか、これを機会に和食の日というような設定をしながら、月何回か和食だけで給食を。これほかの町でもやっているのです、調べてみると。ですから、そういうことも取り入れて教えていくことも大事なのかなと思っておりますけれども、その辺はたまに教育委員長、どうですか。

加納議長  
力石教育  
委員長

教育委員長、答弁願います。

お答えいたします。

和食の日を月何回か設けたらということでございますけれども、先

ほどから議員の質問、それからそれに対する教育長の答弁にありますように、和食ということを通してマナーを教える。そのマナーの中で物を残す、残渣を残すということは一番の悪いマナーであるということも教えていくという観点から、この和食を今まで話あった食を子供たちにきちんと身につけさせるために活用していけると思っていますので、積極的に検討してみたいと思います。

加納議長  
大西議員

再質問があれば。11番、大西議員。

大体考え方は委員長も教育長も私と同じような答弁でありますから、余りこれ以上言うことありませんけれども、今TPPで土幌の農業がどうなるかというときであります。ぜひ子供たちからこういう地場産品が大事なのだということを和食を通じて、給食を通じてやっぱり教えていかなければならないのだと思います。子供たちが肥満になってきたのも給食だとか家庭で食べるものが欧米化してきていると。子供に一番好きなの何だと言ったら、ハンバーガーだとかハンバーグだとかと、そういうものばかり、何か日本古来のものがないのかなと思いますけれども、和食というのは日本にはいろんなものが外国から入ってきて日本にアレンジしているから、それも和食というのかもしれないかもしれませんけれども、やはりそういう欧米化していくことは、子供たちもその給食は好きなのだと思います。ですけれども、好きだからそればかりというわけにもいきませんし、そういうことをきちっと教えることが土幌の農業、これは大事なのだということを教える一つの一助になるのかなと思います。ですから、TPPのことに対してもやはりそういうところから教えていくのも、子供たちに理解してもらうことも大事なのかなと思います。今までの委員長、教育長の答弁にあったように、ぜひ今後とも子供たちにそういうしつけだとか、栄養バランスを考えた給食を出してもらおうように、またそれをやっていくと多分今の給食費では足りないのだと思うのです。ですから、どうしても無理をしてこういう安いものを仕入れたりなんかすることによって、和食というのは栄養だけでなく見た目、盛りつけや何かもきちっと、それが目から入って食を楽しく食べれるという利点もありますから、給食費を町が今は3%の分も負担しているわけでありましてけれども、子育て支援の中でもそういうことを考えて、一番今学校でやっている知、徳、体、基本になるものは食育でありますから、それをきちっとやるためには、給食費が少し足りないからといっておろそかになっていくのもまたかわいそうだし、そういうことを考えると子育て支援の中で少し予算をとってそういうのに活用していけないものかだと思います。それはもうお願いだけありますから、答弁は要りませんけれども、ぜひそんなことで今後とも頑張ってくださいと思います。

終わります。

加納議長

以上で大西米明議員の質問を終了いたします。

質問順位 2 番、清水秀雄議員、憲法解釈の変更をどう考えるか町長に質問を行います。

清水議員

私は、町長に憲法解釈の変更をどう考えるかについて伺います。

戦後69年間、戦闘によって一人の命を失うこともなく、一人の外国人の命を奪うこともありませんでした。それをなし得たのは、憲法9条があったからだとは私は考えています。憲法9条は、国際紛争を解決する手段としては永久にこれを放棄するとし、2項では国の交戦権はこれを認めないとしています。ところが、安倍晋三首相は、今開かれている国会で日本を再び海外で戦争する国への大転換を憲法解釈の変更によって強行しようとしています。断じて許されないし、許してはならない行為だと考えますが、町長の所見を伺います。

加納議長

町長の答弁をお願いいたします。登壇願います。

小林町長

それでは、清水議員の質問にお答えをさせていただきたいと思いません。

質問の中身は、安倍首相が進める憲法解釈の変更をどう考えるかということでありますけれども、まず日本国憲法についてはこれまで何度か清水議員からも質問いただき、答弁をさせていただいたことでもありますけれども、国民主権であるとか、基本的人権の尊重、平和主義を3大原則としながら、すぐれた憲法であるとともに、通常法律より改正が難しい硬性憲法であるというふうには認識をしているところでもありますけれども、一方で社会状況が大きく変化する中では、それに対応する議論もなされるべきとの認識であるというふうにお答えをしてきたところでもあります。

我が国は、これまで日本が他国から攻められたときには反撃する権利である個別自衛権については認めていたところでもありますけれども、他国に加えられる武力攻撃を阻止する集団自衛権については憲法上許されないとの解釈がなされてきたところでもあります。安倍総理は、有識者懇談会からの報告書を受け、集団的自衛権の行使認容に向けた憲法解釈の変更を今国会中にも閣議決定をしようとしているところでもあります。現在東シナ海であるとか、日本海における状況など緊迫化する昨今の国際情勢からも、国民の生命、財産を守り、国土の安全確保に向けて十分な議論がなされる必要があるというふうには思っているところでもありますけれども、現在の動向を見て、1つは国の基本法である憲法解釈の変更について、十分な国民意見の反映だとか国会の議論がなされなくていいのかということと、2点目としては憲法は国家権力を縛るという立憲主義に照らして、時の政権が安易に憲法解釈の変更を行っていいのかという率直な疑問を持たざるを得ないところであり、より慎重な議論がなされるべきということで認識しているところでもあります。

以上、清水議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

加納議長  
清水議員

再質問があれば許します。8番、清水議員。

ただいま町長から答弁をいただいたところですが、私は憲法解釈によって憲法9条を壊す、この行為が許されるのかどうかということ率直に伺ったつもりなのですが、町長のお答えは憲法解釈の変更を行っているのか、疑問を持たざるを得ないという程度での答えです。私は、憲法解釈、憲法を解釈によってこの憲法9条に定められている国の交戦権を壊してしまう、こんなことは断じて許されない、その思いは非常に強く持っています。今の安倍総理が進めようとしている、集団的自衛権の行使を憲法を改正することなしに政府の憲法解釈によってこの行為をしようとしている、そのことは繰り返しになりますけれども、断じて許されないという行為だと思っています。

一昨日の6月15日です。戦没者の追悼慰霊祭が行われておりますが、町長はこの式辞の中で再び過ちを繰り返すことのないよう決意を新たにするというふうに述べられたと思います。さきの大戦によって、1931年に戦争が始まりました。1945年の8月15日の終戦を迎えるまでに実に15年間の長きにわたって戦闘が行われました。日本の侵略戦争であります。この侵略戦争によって失われた日本人の命は310万人とも言われております。私は、ここで何度も町長にそのことを迫りました。アジアにいるアジア人は2,000万人とも言われております。土幌町の戦没者は194柱であります。とうとい命が奪われました。私は、町長が再び過ちを繰り返すことのないよう決意を新たにするというふうに述べられているわけですから、そうすると再び戦闘行為があってはならないということだと思っております。そうすれば、町長は疑問を持たざるを得ないのではなくて、これは認められないということが本筋ではないかと思っております。この194柱の家族の皆さん、どんな思いしたでしょうか。私は、戦時中を体験した者として、この遺族の人たちの、戦争に送り出した家族の人たちの塗炭の苦しみ、それは本当に悲惨なことだったというふうに伺っておりますし、まだ小さいころでしたから、実際にそのことを目にして判断するということではできませんでした。しかし、父親や祖母たちがその話をしているのを覚えています。戦場に送り出した家族、当時は馬耕です。女手一つで馬耕で農業を守っていかざるを得なかった。そんな塗炭の苦しみを再び繰り返させてはならないのです。そしてまた、とうとい命を奪うような戦闘行為を再び起こさせるようなことをさせてはならない。

現在国会で審議中です。世論は、この集団的自衛権を認めないという方向で多数を占めています。しかし、国会の論戦は、町長もここで述べられていますようにどのようにいくのかわかりません、今の状況だと。しかし、それは世論とのせめぎ合いだと思います。そういう点で私は、何としてもこの憲法解釈、政府の勝手な憲法解釈によって憲法9条を壊して、再び日本が殺し、殺されるという状態をつくっては

加納議長  
小林町長

ならない、そのことについて再度町長の見解を伺いたいと思います。

町長、答弁をお願いします。

今の国会の中でいろいろ議論されているのでありますけれども、1つは解釈変更でやるのか、もう一つはやっぱり与党の中にあるように改憲の議論をすべきだという、そういう議論もあるわけでありまして、いずれにしても私は憲法解釈を与党の合意によって閣議決定です、憲法を解釈することをそういう形に変えるということがどうなのかということからいけば、しっかりと国会の中で議論されるべきだという基本的な考え方でありまして。それと、今でも従前でありまして、時の政権に、憲法の解釈というのは普遍性を持つということ、そういうものを時の政権の考え方にも流されないということと時の内閣法制局がずっと憲法の管理を続けてきたわけでありましてけれども、最近議論すると内閣法制局もやっぱり時の政権に従うという、そういう理屈はちょっとおかしいのではないかなというふうに感じているところであります。いずれにしても、先ほど申し上げましたとおりしっかりと憲法についての国会議論をきちんとする。国民の意思が反映できる、そういう取り組みをするというのが政治の役割だというふうに思うところでありますし、もう一点は戦争を二度と起こさないということについてはまさに私どもは清水議員と同じ考えでありますし、しっかりと国なり地方も含めて国民がそういう認識を持っていくべきだというふうに思っているところでございます。

加納議長  
清水議員

再質問があれば許します。清水議員。

町長は、再び過ちを起こさないという決意であるというふうに述べられているわけですが、町長も述べられましたように本来であれば憲法改正は堂々と国民に問いかける。国会の3分の2以上の賛成がなければ憲法改正はできません。これは、憲法96条に定められているのです。ですから、正々堂々とこれをやろうとすればなかなか難しいという政府見解がありまして、それで政府が勝手に憲法解釈を変えて集団的自衛権を行使できるようにしようというのが今の政治情勢だと思うのです。町長もおっしゃっていましたように、本来であれば憲法の番人といいますか、国会の中での憲法解釈をどのようにきちっと監視していくのかというのが内閣法制局長官です。ところが、安倍総理は内閣法制局長官の首をすげかえました。したがって、今までの憲法解釈と違った形が出てきたというのが現在の情勢だと思うのです。ですから、憲法解釈によって憲法9条に定められている戦闘行為を無視して、憲法解釈で変えようということなんです。

私は、町長にちょっと平たい言葉で問いかけたいと思うのです。私たちが憲法9条は学校できちっと勉強しました。先ほどから申し上げているように、国の交戦権はこれを認めないと2項で明確に言っているわけです。だから、憲法9条がある限り日本は再び戦争をしないと

いうふういきちつと信頼してきた。ところが、政府が勝手にこれを解釈で変えようと、こんなことが許されるか。子供たちには、憲法で戦争はしないのだよと。日本は再び戦争しないのだ、これは憲法9条が保障しているのだというふうに言いながら、大人が、ましてや国会議員や総理大臣がこの憲法を解釈で変えようと。そんなことが許されると思いますか。子供たちに何と教えるのですか。憲法はこういうふうに決まっているけれども、解釈いろいろありますよと。解釈によっていろいろやってもいいのですよと。町長が先生の立場でしたら、そのように教えますか。どのように教えますか。その点は、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

加納議長 町長、答弁お願いします。

小林町長 難しい質問なので、ちょっと何とお答えしたらいいかわからないのでありますけれども、それは憲法は国の最高の法律でありますから、ただ前にもお答えしたとおり、9条だけでなく例えば今環境権だとかプライバシーだとかということ、今の世の中の状況に必ずしも応えられていないということがあるから、私はそこは議論すべきだという考え方になるのですけれども、9条もそうなのだろうと。9条、平和主義でつくられているから、まさに戦争は二度としないという、そういう基本的な考え方でありますから、私はそのとおりでありますから、子供に教えるとすればそう教えるのだと思います。

加納議長 再質問があれば。清水議員。

清水議員 町長お答えになったようですが、今の憲法で不十分さがあるというふうにいろいろ指摘もされます。しかし、私は今の憲法をどのように守っていくのかという、まずそれが大前提だと。憲法99条では、総理大臣を初め、これは守らなければならないと明確に言っているのです。ところが、今先ほどから議論していますように総理大臣を初め国会議員までもが憲法の擁護義務を投げ捨てて、それを国民に問いかけることもなく、解釈で憲法を変えようなんていうことは絶対に許される行為ではないのです。こんなことを許してしまったら、立憲主義ではないでしょう。町長が最初の答弁でおっしゃっているように、立憲主義なのです、日本は。まさに憲法を中心とした政治が行われていかなければならない。にもかかわらず、今の状態というのは総理大臣初め憲法をないがしろにしようとする。本来であれば、繰り返しになりますけれども、国会議員の3分の2以上の議決と国民投票によって憲法改正がなされなければならないと、そういう厳しい関門があるのです。それを避けて解釈で憲法を変えようなんていう、こういうこそくな手段を弄しようとしている。そんなことが許されていいのかということなのです。そうすると、私たちは憲法についてどう守っていくのかと。全くその手段がないでしょう。私たちの意思を示す、国民の意思を示すという、そういう場を奪われてしまうのです。国民がどんなに憲法

9条を大切に守れと、国の交戦権は認めないと言っているのだから、再び日本が戦争する国になってはならないという意思があっても、それを示す機会を奪われてしまっている。そして、憲法を勝手に解釈して、変えて、日本が攻撃されているのでもないのに自衛隊が外国に行って戦闘行為をする。とうとい若者の命が奪われ、そして外国人の命を奪う、そんなことは絶対に許されない行為なのです。そんなことを許してしまったら、憲法9条は何だった。子供たちに教える、町長にそう問いかけたのですが、明確にお答えになりませんでした。子供たちに、先ほどの質問と繰り返しになりますが、憲法9条があるから、日本は戦争を絶対しないのだよというふうに教えているのに、憲法を変えもしないで勝手に解釈して、解釈はどうやって解釈するのですか。法律というのはそんなねじ曲げて、ねじ曲げて、どうでもねじ曲げて都合のいいようにねじ曲げればいいというものですか、ましてや憲法が。そのことをさらに問いかけたいと思います、町長に。そんなねじ曲げていいのか。それが今の政治の実態なのです。そのことについての町長の見解、きちっと述べていただきたいと思います。

加納議長  
小林町長

町長。

最初にお答えしたのですけれども、1つは憲法というのは国の基本法だということで、よりそう簡単に壊れない硬性法だということと、それから憲法というのは当時の国家権力を縛る立憲主義ということからすると、憲法を変えるという議論が必要であればやっぱり憲法改正をするという議論がされるべきというふうに思うところであります。また、もう一つは集団自衛権の解釈についても非常に曖昧だということで、下手すれば今清水議員が言われましたようにどんどん解釈が広がっていくということもあるのかなということでもありますから、そういう面では憲法そのものについて、ただ与党内の合意で閣議決定で決めるということではなくて、やっぱり国会なんかできちんと憲法の改正も含めて議論をして決めるべきだというふうに、私はそういう認識をしているところでございます。

加納議長  
清水議員

8番、清水議員。

私がお答えをいただきたいという方向に進んでいきません。そういう点では、非常に残念だと思っています。これは、非常に難しい問題ではなくて、町長自身のやはり勇気の問題だと思うのです。町民に向かってどのように、今の集団的自衛権行使を論議している国会の中での問題を自分の意思できちっと答えるわけですから、そういう点では非常に難しいと。それ自身は私もよくわかります。しかし、それはだから勇気のある答弁が必要なのです、それを認めないか、認めるかということになりますから。それは、今の国会の議論を先取りして答えるわけですから、非常に難しいと思います。しかし、私は何度も繰り返します。憲法解釈を勝手に変えて交戦権を認めないという歯ど

めを取り払ってしまう。この歯どめがあったからこそ、イラク戦争に自衛隊が武器を持っていくことができなかつたのです。この歯どめをなくしてしまつたら、先ほども申し上げましたように日本が攻撃もされていなのに外国の軍隊と戦うことになるのです。だから、それは私は絶対に認められない。若者が殺し、殺される、そんな国へと変えてしまつていいのか。町長は、変えてしまつていいと思いますか。そのことをお伺いして、私の質問を終わります。

加納議長  
小林町長

町長。  
清水議員と考えを一致させるといってもなかなか難しいことなのかなというふうに思うところでありますけれども、憲法そのものについては何度もこれまでもお答えをしているところでありますけれども、私は日本国憲法というのはすぐれた憲法だというふうに認識しているところでありますけれども、もう一方では先ほどもお伺いしていましたように社会の変化の中で必ずしも応え切れていない部分もあると。そこは議論をすべきだということでありますし、それから今の自衛権の問題にしても個別自衛権なのか、集団自衛権なのかということがあるわけでありますけれども、一方では今東シナ海の尖閣の問題だとか、日本海もそういう非常に不安定な状況もあるという中ではどう解決していくかということも憲法の問題も含めてやっぱり国民の中で十分国民の意見を聞きながら、国会としての議論をしっかりすべきだというのが私は自治体の首長としての考え方でありますし、そういう意見反映はしていきたいというふうに思っています。

加納議長

以上で清水秀雄議員の質問を終了いたします。  
それでは、今より10分間休憩をさせていただきます。

午前11時01分 休憩

午前11時13分 再開

加納議長

皆さんそろつたようなので、始めたいと思います。  
質問順位3番、和田鶴三議員、介護保険制度の対応について町長に質問を行います。

和田議員

私は、介護保険制度の対応について質問したいと思います。  
この介護保険制度の関係につきましては、私何回かさせていただいているわけですが、そのたびに介護保険制度がだんだん、だんだん何か悪くなっているのではないかというようなことから、質問したいと思います。介護保険制度の狙いは、憲法第25条が定めた生存権の保障からです。2004年4月から導入され、14年が経過。この間、3年間を1期として計画策定の見直しがされてきました。しかし、見直しがされるたびに当初の方針とかけ離れた方向に行くような思いがします。消費税の導入は、高齢化社会にあって安心して受けられる医療、介護の



福祉予算ではなかったのか、発足当時にはなかった要支援制度を創設し、拡大、保険制度から切り離し、地域包括支援センターを創設し、地方自治体丸投げにする企てが進んでおります。

厚生労働省は、2012年から2013年度にかけ、全国13市町村に介護予防のモデル事業について、市町村介護予防強化推進事業として策定を進めていると聞きますが、どのような事業でしょうか。経済的な負担増は、高齢者の介護意欲にふたをすることにもつながり、身体の悪化を増進させるだけだと思います。現行を維持することに対してどのような考えをお持ちか、町長の所見をお伺いしたいと思います。

加納議長 町長、答弁願います。登壇願います。

小林町長 それでは、和田議員の質問にお答えをさせていただきたいと思ます。

まず、1点目でありますけれども、厚生労働省が実施をしています介護予防モデル事業の概要について説明をさせていただきたいと思ますけれども、この事業については平成24年度、25年度の2回にわたり全国の13市町村でモデル的に実施するものでございますけれども、北海道では上川管内の下川町が対象になっているものでありますけれども、要支援者に必要な予防サービス及び生活支援サービスを明らかにするために実施するものであります。1次予防事業対象者から、それから要介護2までの者であって、ADL、いわゆる日常生活動作が自立または見守りレベルかつ日常生活行為に支援の必要の可能性のある者に対してサービスニーズの把握であるとか、必要なサービスを実施するとともに、その効果の計測及び課題の整理を行ったものであります。1年目は、ステップ1として事前評価を行うということと、それからステップ2として予防サービス及び生活支援サービスの実施、それからステップ3として事業評価を行うという、そういう3つのステップで行っているところであります。2年目は、さらにこれらの効果を見ながら引き続き予防モデル事業を実施しているものであります。そして、この事業によって要支援者が可能な限りもとの生活につけることというふうに地域社会の中で活躍の機会をふやし、長期的に介護予防につなげようというのがこの事業の考え方であります。

このモデル事業の結果が一部出されているようでありますけれども、この事業をやって1年後の要介護度についてでありますけれども、1つはモデル事業利用者、この事業のモデル事業者と、もう一つは一般的な介護保険給付を受けた者を比べたものでありますけれども、これらの結果、次の年に介護申請を行わなかった者や非該当になった者の割合がモデル事業者のほうが高いという結果が出ているということであります。ちなみに、モデル事業者で自立になった方が36.7%になっているのに対して、介護給付を受けた方は7.3%となっているものであります。それで、それらのことで地域の集いなどに参加する割合

が高くなり、生活や行動に広がりが見られるのだという、そういう評価がされているところであります。

次に、質問でありますけれども、現行の要支援者に対応する制度を維持することについてであります。国は市町村の円滑な移行期間を考慮して、第6期の介護保険計画の最終年度となる平成29年度末までに要支援者に対する予防給付のうち、訪問介護、いわゆるヘルパーと、それから通所介護、デイサービスについては町の地域支援事業に移行するという考え方です。要支援者は、生活支援のニーズが高く、その内容については配食であるとか見回り等の多様な生活支援サービスが望まれるところであり、これらのニーズに応えるためには介護サービス事業者以外にもNPOであるとか民間企業であるとか協同組合、ボランティア、社会福祉法人等多種多様な事業主体の参加による重層的なサービスが地域で提供されることが重要だというふうに言われているところであります。町の地域支援事業にいたしますと、サービスの内容あるいは利用料、それから利用者の負担割合、事業者の指定などについては町が設定して実施をすることになるものであります。

なお、今年度は第6期の介護保険事業計画でありますけれども、平成27年度から29年度までの3カ年計画を策定するものでありますけれども、去る5月30日に保健医療福祉総合推進協議会に計画策定の諮問をしたところであります。現在それぞれ策定に向けてアンケート等の作業を進めているところであります。要支援者に対する介護サービスについてはただいま申し上げましたとおり新たなサービスへ移行するということから、町としても十分検討してまいりたいと存じますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上、和田議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

加納議長  
和田議員

再質問があれば許します。和田議員。

今町長から答弁がありました。介護保険制度ができる以前は、認知症に対する偏見や差別が根強くあり、俗に言うぼけ老人を抱える家庭は何らの社会的援助も受けず、孤独に介護をしていたという経緯があります。それがそういう経緯から、1980年ぐらいだったと思うのですが、そういう人たちをやっぱり救うという団体が出まして、その後介護保険制度ができました。これ2000年4月から実施されているわけですが、こういうようやく社会的援助の中で介護者も安心して老後を暮らしているかなというふうにして思っていたら、さきの5月の14日の衆議院の厚生労働委員会の中で自民、公明の今回の医療介護総合法案を衆議院の中で強行採決されたというのが中身になっております。このときには、合わせて19本もの一括法案が強行採決をされたというふうにしてなっております。

そこで、再度お聞きしたいわけですが、市町村の介護予防推進事業

の役割についてということで、今町長のほうから答弁がありましたように、この事業は要支援1、2の方については再度検討するというようなことで、一度見直しをかけたいという、これは前の質問でも申し上げた。まだそのときには法案が通っていなかったわけですが、その後どうするのだというような形で話をしていたわけですが、これが現実的に姿をあらわしてきたというのがきょうの質問の観点になるわけですが、そういう人たちを要支援から外すということは一体どういうことになるのか。これは、保育所であればまだ歩けない子供が保育所に入って、卒業するときには先生、さようならと言って帰れるわけですが、介護者の場合はそうではないと。非常に状況がよい段階で、どうもおかしいなというような形で介護申請をします。そういったときに認定の審査をし、そして段階的な形で要支援、当時はまだ要支援1だとか2だとかということにはなっていないわけですが、介護度1から5までというようなことで、その中でコンピューター判断をし、そして医師の判断を仰ぎながら、そしてやってきたという経緯があるわけですが、それが先ほども言いましたが、その中に要支援1、要支援2というような形で区別をし、そして介護保険から外す方向に国が出てきたということなわけです。そうすると、そういう人たちが本当にこれからも安心して、先ほどの答弁の中にもありましたようにいろいろな自分の身の回りのことが全部できるのかといたら、だんだんできなくなってくる。これは、訓練によって一部できるというような形で36.7%の人たちがそういう状況になったというような形でデータが出ているということなのですが、実質的にはそうなのか。そうでない人のほうが非常に多いのではないだろうかというふうにして思います。そういうことで、要支援者に対しての介護サービスの適用というのは今後外されてしまうのか、それともそのまま維持されていくのか、その点について1点お聞きしたいと思います。

加納議長 町長、答弁願います。

小林町長 先ほどもお話ししたように、要支援1、2のデイサービスと、それからヘルパー事業については従前から地域支援事業というの、例えばうちでいくと筋トレであるとか、脳晴ればれ等の事業をやっているでありますけれども、その事業、廃止ということではなくて、介護保険から離してその事業に移行していくという、そういう中身であります。

加納議長 10番、和田議員。

和田議員 俗に言う地域包括センターというようなところでそういう人たちを見守り、やっていくというような形だろうというふうにして思います。そういうふうになりますと、その人たちの生活を支える、いろんな形で、今まではヘルパーという形でもやってきたわけですが、このヘルパーという形でやってきた人たちの処遇なり待遇というのは介護保険制度の中の費用の中で賄われていたのではないかなというふうにして

思うのですが、結局はそれが外されることによって地域包括センターは独立した形でそれぞれの市町村が運営するということにはなるのか、ならないのか、その辺についてはどうでしょうか。

加納議長  
小林町長

町長。

いずれにしても、例えば実態としては介護保険の級でいけば1、2級、要支援が極端にふえていくということが介護保険財政を圧迫しているということでもありますから、そういう面ではヘルパーだとかデイサービスの事業所の利用が減るということではないのでありますけれども、今後の実態については保健福祉課長のほうから内容についてはお答えをさせていただきたいと思います。

加納議長  
大森保健  
福祉課長

保健福祉課長。

保健福祉課長、大森より回答させていただきます。

訪問介護と通所介護につきましては、29年度末までということなので、29年4月からは介護保険の予防給付から町で組み立てる地域支援事業に動かすということになります。そうなりますと、例えばヘルパーの事業所は今介護の予防給付をやる事業所をお願いしているところですが、今後地域支援事業に動きますと町がその事業所を指定していくことになります。ですので、ヘルパー制度が全くなくなるということではございません。要支援1、2の方が必要があればそういうサービスを使えるような仕組みを地域支援事業で組み立てるということになります。例えばそれはボランティアを活用してもよろしいかと思えますし、もちろんヘルパーの利用をするサービスとして利用料を町が設定いたしまして事業所をお願いするというような制度になっていきますので、介護保険制度から全く外れるということではなくて、地域支援事業も介護保険の中の仕組みに入っておりますので、そのような形になるかと思えます。

以上でございます。

加納議長  
和田議員

再質問あれば、10番、和田議員。

ということなのですね。そういうことからしますと、今そこに受けられている方というのは、結局は今度自分で費用を持ち出しをする。29年度からということは、今暫定措置ということで26年、27年、28年と、こういう形でまだ移行の段階ですから、介護保険制度の中で見られているということなのですが、それがそういう形ではなくなる。そして、地域で包括センターとあわせて、あとはそれぞれの地域にボランティア組織というか、そういうものを立ち上げ、また今やっている事業所があればそういうところに委ねると。そして、介護のほうの関係についてはやってもらうというようなことになるのだらうと思えます。それからしますと、我々が介護保険ということで、今40歳から介護保険の保険料をいただいているわけですが、これは先ほど町長の答弁にもありましたように、やっぱりこれからの高齢化の中でどんど

高齢化率が高くなっていくというようなことで、予算の関係からなかなかこれは国としても見ることはできないというふうにして言われているのかなという気がするわけですが、しかし私最初の質問の中でも言いましたように、そのために消費税の導入というのがされたのではないのかと。消費税の導入をされた一番最初の3%の段階からそういうことを言ってきて、そして今日になって急にこのことが湧いたわけではない。しかし、その予算の使い方というのは極力地域または町村に丸投げをし、そして実質的な運営は利用者に負担を大きくかけていくというようなことになるのだらうと思います。そうすると、だんだん今までやって気軽に申請ということで申し出ていた人が申し出なくなる。そして、ひいては取り返しのつかないような形になってしまうというようなことになるのではないのかなというふうにして私は考えております。その点についてもう少し具体的な形で、それではそういう人たちに負担をさせないでやれるのか、やれないのかというようなことについてはどのようにお考えでしょうか。

加納議長  
小林町長

町長。

全体的にいけば、今年から消費税が5%から8%に上がったのですが、社会保障と税の一体改革ということで8%に上げて、来年10%に上げるかという、そういう動きなのでありますけれども、ただ財源内訳を見ると今の制度を維持するだけで新たな取り組みはできないというようなことがあるから、それで社会保障に対する、これから社会保障費が膨らむ中で消費税だけでもどう改善ができるのかという、そういう全体的な課題があるのでありますけれども、もう一つは介護保険制度でいくと、今本町の介護保険料4,800円なのでありますけれども、およそ5,000円がぎりぎりの保険料というふうに、5,000円超えているところもあるのでありますけれども、そこが一般的には5,000円が基準かと言われているのでありますけれども、どこの町村もそれを維持するというのは今後も難しくなっていくとすると、介護保険の制度をどうするかという、そういう議論もあるのでありますけれども、本町も利用料としては99.7%というふうに聞いていますけれども、ほとんど計画どおり利用されているという状況の中で、今後来年度改定に入るのでありますけれども、保険料をどう設定するかということがあるわけでありまして、そうすると今の要支援の1、2のヘルパー事業、あるいはデイサービスについては事業としては介護保険なのでありますけれども、介護保険の給付からは外して地域支援事業に移行するというのでありますけれども、町村が全てある一定程度のことを決めていくわけですから、そうするとされているのは財政力のある町村と財政力のない町村で差がつくということが言われているわけでありまして、それは介護も必要でありますけれども、来年度、今年度もいずれにしても平成27年度に始まる第6期の介護保険制度の計画を策定するわけで

ありますけれども、最初の答弁で申したとおり、この分については大きくサービス移行、変わるわけですから、十分協議会の皆さんあるいは関係の皆さんともしっかり議論をしながら対応できるように町としては取り組んでいきたいなというふうに思っているところであります。

加納議長 再質問があれば。10番、和田議員。

和田議員 これで最後にしたいと思います。そういうことになりますと事業所や何か先ほどの答弁の中にもありましたように、いろいろなところが引き受け手になるのだらうと思うのですが、これが介護保険制度から要支援の方が外れることによって、その人たちの予算というのは大森課長も言っておりましたが、まるっきり介護保険から全部なくなるわけではないのだというふうにして言っているわけですが、現実的には減るといことは確かなわけですね。そうすると、事業所だとか、そういうボランティアだとか、こういうところの事業の形態が本当に成り立つのか、成り立たないのかというようなことも起こってくるのだらうと思います。それと、ヘルパーから今度地域包括センターということで別組織に移ることによって、その人たちの資格が、今までは資格のある人が全部それに対応していたわけですが、その資格の関係がどうなるのか。本当は今までだったらできなかったことがもう地域ではこの程度だったらやってもいいよというような形で移行していくのか、その辺についてはどういうふうにして考えますか。

加納議長 町長。

小林町長 いずれにしても、介護保険事業の中で、給付としては介護保険給付ではなくて地域の支援事業ですから、ヘルパー事業がなくなるわけではないので、ヘルパーの仕事がなくなるというような、そういうことではないということでご理解いただきたいと思います。

加納議長 10番、和田議員。

和田議員 最後、済みません。ボランティアを活用するということなのですが、このボランティアというのはどこの範囲までを指して言っているのか。町が先ほど事業として成り立つ形でやっているところのボランティアなのか、それとも各町村というか、町内会にそういうボランティア組織というのはいろいろあるわけですが、そういうところまでおろした形で地域でやるということなのか、その辺についてはどういうふうにして考えておりますか。

加納議長 町長。

小林町長 地域支援事業に移行したサービスを誰が担っていくかということは、先ほどお答えしたようにいろんな企業、事業所も含めて、あとボランティアということがあるのでありますけれども、具体的に現場としてはどんなふう考えられるかということについては保健福祉課長のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

<p>加納議長 大森保健 福祉課長</p>	<p>保健福祉課長。 保健福祉課長、大森より回答させていただきます。 先ほど私がお話ししたボランティアでというのは、国の制度の考え 方をお話しさせていただいたわけで、町はこれから要支援1、2の方 の通所介護、訪問介護の指定事業所をどうしていくかということは今 後協議していくこととなると思います。地域包括支援センターが行う ということではなくて、地域包括支援センターが窓口でそこを組み立 てるということになりますので、例えばヘルパーが同じ事業所で地域 支援事業のヘルパーをやっていただけるなら、その事業所にお願 いしていくということも可能かと思っておりますので、介護給付と予防の地域 支援事業を今ある事業所が行ってくれば、それは町が組み立てると いうことも可能だというふうに考えております。 以上でございます。</p>
<p>加納議長</p>	<p>以上で和田鶴三議員の質問を終了いたします。 質問順位4番、服部悦朗議員、小学校の統廃合について教育委員長 に質問を行います。</p>
<p>服部議員</p>	<p>それでは、小学校の統廃合について教育委員会委員長に質問させて いただきます。 少子化の中、僻地教育の充実を図り、実践されてきた本町の小学校 教育でありますけれども、北中音更小学校の閉校、統合について地域 の要望を酌み、平成27年度をもって閉校し、土幌小学校に統合するこ とが確認されたとなっております。教育委員会としまして地域の考え 方をどう捉えられて今回の決定をされたのか、また本町での児童数の 推移を踏まえて今後の小学校のあり方をどのように考えられているの かをお伺いいたします。</p>
<p>加納議長 力石教育 委員長</p>	<p>教育委員長、答弁をお願いいたします。 服部議員の質問にお答えいたします。 まず、北中音更小学校の閉校について、委員会として地域の考えを どう捉えて決定したのかとの質問にお答えいたします。北中音更小学 校は、106年の歴史と伝統のある学校ですが、児童数は昭和28年の98 人をピークに減少し、今年度は複式3学級で児童数は12人、来年度は 1年生及び4年生が欠学年となり、複式2学級で児童数は9人の見込 みでございます。小学校の教職員の定数配置基準は、複式2学級にな りますと校長及び教員2人の配置となり、教頭を配置することができ なくなります。また、養護教諭は3学級で児童数11人以上の場合1人 配置、事務職員は3学級で児童数15人以上の場合1人配置と定められ ており、来年度はいずれも配置されない見込みであります。 なお、同校の児童数の将来推計は、平成28年度以降9人、8人、10 人、9人となっております、増加が見込めない状況であります。 同校では、平成23年11月に統廃合検討委員会を組織して、地区内で</p>

アンケート調査を行い検討を重ねてきましたが、本年3月29日の北中地区総会で閉校の方針を固め、4月22日付で同校のPTA会長から閉校、統合にかかわる決定書及び要望書の提出があり、これを受け4月の教育委員会定例会において協議を行い、平成27年度末をもって北中音更小学校を閉校し、土幌小学校に統合することを確認したところでございます。

教育委員会といたしましては、校長1人及び教員2人で学校運営を行うとなると、学校行事の実施や学校の安全確保には相当困難をきわめる状況になると判断したものでございます。そうした状況の中、同校が将来を見越し、子供たちのより望ましい学習教育環境を最優先する判断に至るまでに限りない愛惜と万感の思いがあったことを推察いたしますが、勇気ある決断をされました北中地域並びに北中音更小学校PTAに対し、心から敬意を表するものであります。

次に、今後の本町の児童数の推移と小学校のあり方についての考えをお示しいたします。教育委員会では、平成19年に小学校適正配置計画地区別検討会議を開催し、そこでいただいた意見を参考にして当面は各学校の児童数の推移を見ながら現在の体制を維持すること及び小規模複式校の個に応じた指導のメリットを生かしながら、デメリットである少人数を解決するために集団で一緒に学び活動できる集合学習の取り組みを強化することを決定していますが、今年度初めに学校統廃合について次のような報道がありました。学校の統廃合については、これまで地方自治体の判断に委ねられていましたが、国が積極的に関与することができるよう（仮称）教育再生推進法案を本年度4月をめどに通常国会に提出するとの報道が本年1月にあったことから、これまで国の動向に注視してきたところでございます。その後4月下旬には、自民党の教育再生実行本部がこの法案の骨子を取りまとめ、今の国会に議員立法で提出を目指すとの報道が、さらに5月下旬には文部科学省はクラスがえができないなど小規模な学校がふえていて、背景に子供の減少に比べて学校の統廃合が進んでいない実態があるとして統廃合を促す新たな指針を本年度秋をめどにまとめ、全国に通知するとの報道があったところでございます。教育委員会としては、先を見据え、児童にとって望ましい教育環境についての考え方を明示することを本年第1回町議会定例会において平成26年度教育行政執行方針で説明したところでございますが、一連の報道を受け、（仮称）教育再生推進法案並びに文部科学省が通知する新たな指針を待ち、今後の小学校のあり方について検討していくこととしております。

以上、服部議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

加納議長  
服部議員

再質問があれば許します。7番、服部議員。

今回北中音更小学校の閉校ということになりました。まず、管内の中では本町は小規模校、すなわち児童数が20人以下の学校というのが



加納議長  
力石教育  
委員 長

最も多く設置されているという状況にありますけれども、今の答弁の中にもありましたが、望ましい教育環境、学習環境というのですか、どのようにお考えなのかお聞きいたします。

教育委員長。

お答えいたします。

望ましい教育環境を考える上において、さまざまな要因があろうかと思えます。まず、一番大切なのは、いわゆる教職員の熱き思いと指導力だと思えます。それと、やはり子供たちを教育する現場のいわゆる学校環境、さらには児童数がどの程度であるか、基本的には複式でなくて単式のほうがいろんな意味でいいであろうという考えが一般的には述べられてはいますが、私たち教育委員、学校訪問をしますと、複式校であっても決して単式校に負けない教育内容の実践が行われている姿も実際見ているのも事実であります。小規模校は小規模校のメリットもあるという実感をしなが、私たちはそれなりのメリット、デメリットを認識しながら学校が学校経営計画を立て、熱き思いで実践していくことがより望ましい教育環境であると認識しております。

加納議長  
服部議員

再質問ございますか。服部議員。

今のお答えの中で、小規模校のよさも述べていただいたのですが、小さな学校、小規模校の魅力、大きいことがいいこととは限りません。そういうことを考えますと、平成19年に小学校適正配置計画地区別検討会議が開かれて、今回このような閉校というようなことが出てきたわけですけれども、教育委員会としてはその間どのように検討会議を踏まえて検討され、どう説明をされてきたのかお伺いいたします。

加納議長  
力石教育  
委員 長

答弁、教育委員長。

お答えいたします。

平成19年度やはりこの適正規模、適正配置の計画の地区別懇談会を開いた理由は、まず私たちが地域に足を運び、生の父母、保護者の声を聞き、子供の学習環境に関して父母、保護者がいかに考えているかということ把握することが大切だろうということ、それであったわけでございます。そのときに先ほど服部議員言われましたように、小さいとやはりマイナスでないかという声も出ました。その反面、やはり小規模校のよさを発展させて、統廃合は進めてほしくないという思いも出ました。それぞれの父母、保護者の考えは真っ向から分かれるような状況でございましたけれども、その中でやはり私たちが感じたことは、今の状況がいいのであればあえて統廃合を急ぐ必要はない。小規模校のデメリット、少人数だと例えば器楽をやったりする場合、やはり難しい。スポーツをやる場合でも難しい。さまざまなデメリットがあるのも事実でございますので、いわゆる西部3校、それから東部3校ずつの小規模校が年に集まって行う集合学習、それを行い、さらに充実、発展する。最初は音楽、体育ということを中心にやりまし

たが、いわゆる一般教科、国語、算数、そういう教科においても集合学習を進めていく中で子供が交流をする。これは、やはり小規模校が中学校に行ったときに少人数から急に大きな人数になることによって、いわゆるちょっとパニックを起こす状況もありますので、東部3校、西部3校同士の中での交流をすることによって中学に行ったときにもそういうパニックというか、急に大きくなって驚く、つながりがないということに対する不安を解消に対する意味も含めて、集合学習に力を入れてきた次第でございます。

それと、先ほど言いましたように学校訪問で小規模校において授業に内容がいかに行われているか、これについては注視してきましたけれども、先生方の工夫によって、複式の中でも授業においていい内容の授業が行われてきたと私は自信を持って感じております。

加納議長  
服部議員

再質問があれば。7番、服部議員。

そういうことを踏まえて対応されてきたのでしょうかけれども、今回23年の11月に北中音更では統廃合検討委員会が設立されているわけですが、このときに前か、後かになりますけれども、学校側から、またPTAのほうから委員会のほうに何かあったのでしょうか。また、事前に協議というのがあったのかお伺いいたします。

加納議長  
力石教育  
委員長  
加納議長  
堀江  
教育長

教育委員長。

つきましては、教育長のほうから答えさせていただきます。

答弁、教育長。

私23年はいないわけなのですが、過去の経過を聞きますところ、23年11月に統廃合の検討委員会がみずから北中地区で設置されたと聞いております。教育委員会が委員会を設置していただきたいと、そういう申し入れは行っていない状況と聞いております。

加納議長  
服部議員

再質問、服部議員。

そういうことというか、実際に19年のころ、6、7年前のときからその状況というのが、その前からでもこれ明らかというか、わかっていたはずなのですけれども、そんな状況の中で北中音更みずから設立されたというふうに今お話を伺いましたけれども、しかしこれ北中一校の問題ではないような気がします。というのは、今の委員長の説明の中にもありましたように、西部3校等で集合学習、いろいろ関連しているわけですから、そういう意味では全町のこととして対応しなければならないというふうに考えておりますし、この決定書を受けて教育委員会としては協議する上で少なくとも西部2校、または土幌小学校の説明とか意見聴取、全町的な教育問題としてこれについて対応されたのかお伺いをいたします。

加納議長  
力石教育

教育委員長。

ちょっとその件について答えさせていただいて、あと教育長のほう

委員 長	<p>から補足させていただきます。</p> <p>土幌町のPTA連合会がごございます。年に1回PTA連合会主催の教育懇談会がごございますけれども、その中において特に教育長が中心になりまして、各学校の児童数の推移、先ほど言いました何人になると事務職員が置けなくなりますよ、何人になると養護教員が置けなくなりますよというようなことも含めまして児童数の推移といわゆる教職員の配置がどのようになるかと、そういうことを教育長が絶えず詳しく説明してまいりました。これは、やはり各学校がそういう教育環境で、いわゆる配置教職員がこれだけになっていく中で、子供たちの教育がどうなのかということを考えてもらうためにやってきているのですけれども、自分の学校だけでなく土幌町全体の児童数の推移と先生がどのように配置されるかということを確認してもらうためにPTA連合会の懇談会の中で絶えず話をしております。いつも12月ぐらいに、毎年同じ時期にやっております。年に1回ではごございますけれども、必ず連Pの懇談会がごございますので、そのときを主に情報を知らせる場として考えております。</p>
加納議長 堀 江 教 育 長	<p>教育長。</p> <p>今委員長申し述べたように、土幌町PTA連合会の席において私が講演といたしますか、そういう説明を申し上げまして、さらに学校別に児童数の推移、過去の児童数も含めまして、これからの推移につきましては、あくまでも住民票による推移でございしますが、これらを提示しているところでございます。そして、委員長今申し上げたように児童数の減少に応じて教員配置、教頭の配置できなくなりますよ、養護教員が配置できなくなります、さらに事務職員もそうですが、こういう事態になるわけでございます。そういう事態につきましては、やっぱり教育委員会としましても学校を運営する以上、非常に問題になるかということで、毎年度情報提供することにしております。最近におきましては、本年5月12日にPTA連合会の総会が開催されましたが、この総会では余り私が発言する機会がございましたので、新しい資料を配付することで全小学校のPTAの役員さんには現在の今年度の状況をお知らせしている次第です。</p> <p>以上です。</p>
加納議長 服部議員	<p>再質問ありますか。服部議員。</p> <p>私の質問でもう一つ、今回のこの問題で西部2町や土幌小学校のほうにはどのように説明や意見の聴取をされたのですか。要するに西部2校の新田、西上等の学校と、それから土幌小学校にはどのような説明や対応をされたのでしょうか。今回の件のことについては説明されたかどうか。</p>
加納議長 堀 江	<p>教育長。</p> <p>では、私からお答えいたします。</p>

教育長	<p>北中以外の西部2校、新田小学校並びに西上音更小学校ですが、に 対しましては先ほど言いましたPTA連合会での説明、あるいは学校 長に対して将来推計、当然提示しているわけですが、私が直接学校へ 行ってこのような状況になるので、統廃合を検討してくださいとは、 まだそこまでは発言は私はしておりませんし……</p> <p>(何事か言う者あり)</p>
堀江 教育長	<p>北中ですね。</p> <p>(何事か言う者あり)</p>
堀江 教育長	<p>それは直接はしておりません。</p> <p>(何事か言う者あり)</p>
堀江 教育長	<p>小学校とは北中の閉校に伴い、土幌小学校に統合したいという北中 地区の要望を説明しております。</p> <p>(何事か言う者あり)</p>
加納議長	<p>そこでやらないようお願いいたします、一問一答ですから。</p>
服部議員	<p>ところで、服部議員はまだ大分質問ありますか。</p>
加納議長	<p>大分ではないですが、あります。</p>
	<p>それなら、ここで昼食休憩をとりたいと思います。</p>
	<p>午後 0時00分 休憩</p> <p>午後 1時00分 再開</p>
加納議長	<p>休憩前に引き続き会議を再開いたします。</p>
服部議員	<p>再質問があれば許します。7番、服部議員。</p>
加納議長	<p>改めて先ほどの質問をもう一度お聞きしたいと思うのですが、今 回のことを踏まえて、北中一校の問題ではなく、全町的なこととして 考えなければならないというふうに思っているのですが、北中からの 決定書を受けて、教育委員会としては西上、新田の西部2校、また土 幌小学校への説明だとか意見の聴取はどのように対応されたのかを改 めてお聞きいたします。</p>
堀江 教育長	<p>教育長。</p> <p>今の質問で、西部2校、新田、西上小学校に対する説明でございま すが、これにつきましては北中音更小学校PTAからの要望によりま すと土幌小学校への統合ということでございますので、直接この2校 には協議はしておりません。また、土幌小学校への協議でございま すが、私ども毎月学校長会議というもの、さらに教頭会議もやってい るのですが、その校長会議あるいは教頭会議においてこれまでの経過で あるとか、動きについて毎月説明している次第でございます。</p>

加納議長 服部議員	<p>以上です。</p> <p>再質問。服部議員。</p> <p>私は、北中一校の問題ではなくて、常にやはり全町的にこういうことは確認するというか、きちんと説明して、意見を伺っておく必要があるのではないかなというふうに考えるのですけれども、そこで次に移りますが、全員協議会の中で要望書等も私は見せていただいたのですが、このことの中で教育委員会として一番の問題になったものというか、協議された中で問題になったようなことというのはありますか、この要望書の中で。回答についてはまだ議会のほうにはないですけれども、そのことで地域のほうというか、北中のほうには回答は行っているのですよね。そのことで教育委員会の中で、何か要望書の中で問題になったものがあればお願いいたします。</p>
加納議長 堀 江 教 育 長	<p>教育長。</p> <p>北中音更小学校PTAからの要望の件でございますが、5月の28日に教育委員会としての回答をPTA会長に伝えてございます。PTA会長ほか役員の方も同席され、北中音更小学校で私が説明申し上げましたが、中で問題になった点というのは特にはないのですが、要望の中に教職員の配置、今いる先生を例えば来年も残してほしいであるとか、あるいは土幌小学校に行ったときに北中に今いらっしゃる先生が異動してほしいであるとか、そのような要望はございましたが、人事に関しましては北海道教育委員会が決定する事項でありますので、そのように私ども回答して了解をいただいたところでございます。</p> <p>以上です。</p>
加納議長 服部議員	<p>再質問、服部議員。</p> <p>このことについては、もう了解済みということですか。今そういう答弁だったのですけれども、特に次年度の教職員の配置などについては配慮が必要ではないかなというふうに思うのですが、このことについてはやはりできるだけ委員会としても検討していただくというか、教育局等と協議をしていただくということはできないでしょうか。</p>
加納議長 堀 江 教 育 長	<p>教育長。</p> <p>教職員配置につきましては、今言いましたように北海道教育委員会の決定事項であります。土幌町教育委員会から実際の担当である十勝教育局長に対しまして私から来年度の配置についてはこういう申し出もありますので、よろしくお願ひしたいということは可能であります。そのようにしたいと私は考えております。</p>
加納議長 服部議員	<p>服部議員。</p> <p>最善を尽くしていただいて、その要望に応えていただきたいなというふうに思います。</p> <p>それでは、今回のこのような問題のもともとの根底にあるのは、やはり人口問題だと思います。この先やはり全町民を対象にというか、</p>

全町民の人口を校区別に、男女別とか年齢、階層別等に分け、人口推計というのを今後10年なり15年の間のものを検討されているのかどうか、その辺についてお伺いをしたいと思います。

加納議長  
堀 江  
教 育 長

教育長。

教育委員会として町の人口推計をしているかという質問には、しておりませんと回答いたします。しかしながら、現在の住民票におきましてゼロ歳から6歳までの数を試算しているわけでございます。私どもが現在入手している情報につきましては、国の国土交通省の国土の長期展望の中間取りまとめ、これで日本の総人口は2050年に3,300万人減少するというようなもの、あるいは新聞報道にもありますが、厚生労働省の国立社会保障・人口問題研究所の人口推計、例えば2040年の人口ですが、土幌町については4,375人と勝毎で報道されている資料、このような資料を参考に行っている次第でございます。

以上です。

加納議長  
服部議員

再質問ありますか。服部議員。

このことについては、数字的にきちんとした推計があって、それをもとにこれを公表して、やはり町民全体として考えていく必要があるのではないかなと思っております。

今回の閉校については、児童数の減少というのは以前からわかっていたことであり、定数配置基準というのもともとそういったのが決まっているということで、選択肢のない中での北中での協議と、また決断ということで、決して私は勇気ある決断とは思っておりませんので、教育行政を担う教育委員会としては地域や児童に寄り添う教育委員会であってほしいと思ひますし、常に問題を先取りして特認とか特区、町費での対応など教育委員会としての知恵を出していただきたいというふうに思っております。

小規模校ということで、いろんなデメリット等も言われるのですが、文科省はこの秋に向けて、ここの地帯には合わないのですけれども、例えば1学年2、3学級が適当であるとか、通学は歩いて4 km程度、バスで1時間などというふうの方針転換が出されるというふうに言われているのですが、あわせて統廃合を財政面から後押しするための補助などが考えられていますが、回答書ではこのことについてこの指針を待ってというふうになってはいますが、どのように捉えていますか。

加納議長  
堀 江  
教 育 長

教育長。

北中地区への回答書で、今の例えばスクールバスの運行についての質問があったわけですが、スクールバスの運行につきましては予算の伴うことでもございます。教育委員会と町長と協議して、スクールバス運行に向けて考えていきたいと、このように回答申し上げております。

先ほどの小学校につきましては、2、3学級が適正規模であるとい

う国の考え方がありますが、これについては今までもあったことでございます。

以上です。

加納議長  
服部議員

服部議員。

ちょっと私の質問の仕方が悪いのか、きちんとした答えがもらえなかったのですが、まずはやはり今の自民党案だとか、文科省の考え方が今出ではきているのですが、そういった指針というか、考え方を待っているということではなく、すなわち受け身ではなくて、このような大事な時期ですので、教育委員会が積極的に対応していただきたい。そのためには、町内におられる学識経験、学校の先生を経験された方とか、教育問題に関心が高い人などで組織するそういった審議会等を構成して、やはりこういう今の大事な時期ですので、検討してもらおうようなことも考えていただきたいですし、少なくとも将来に禍根を残さないような対応を考えていただきたいと思います。そのことについてちょっとお考えをお聞かせいただいで、私の質問とさせていただきます。

加納議長  
力石教育  
委員長

教育委員長。

まず、私たち教育委員の中においては、北中のいわゆる閉校というものを非常に重く受けとめまして、教頭未配置になるというのは本当に一番危機的な状況でございますけれども、養護教員がいなくなるとか、そういうさまざまな教職員の配置が減っていく中で、子供たちの教育環境がどうかということについては絶えず話し合っております。ただ、私たち自身一貫して、19年に回ったときもそうなのでございますけれども、みんなの意見を聞くために回るという案内を出したのに、地域の方は統廃合を進める計画を持ってきたのではないかともう身構えておられましたけれども、私たちはあくまでも地域の声といいますか、いわゆる父母、保護者の声、子供たちを持つ親、それから私たち自身が子供たちのあるべき教育環境はどういうものであるかということを考えながら、子供のよりよい教育環境を目指して是々非々を決めていきたいといつも話し合っておりますので、そういうことを踏まえまして、私たち教育委員の中である程度子供たちの学校の生徒数のことも含めまして、あるべき姿についてはこれからも国の方針が出る出ないにかかわらず、絶えず話し合っていきたいと思っております。そのときにいわゆるいろんな方の意見をもっと広く聞きたいときには、そういう場も持っていきたいと思っておりますので、あくまでも受け身ではなくて私たち自身が考えていくつもりでございますけれども、いわゆるこっちから方針を示して下におろすということはしたくないという考えでございます。

加納議長

以上で服部悦朗議員の質問を終了いたします。

質問順位5番、秋間紘一議員、農協連レンダリング事業の行方につ

いて町長に質問を行います。

秋間議員

私から町長に農協連レンダリング事業の行方について質問をさせていただきます。

十勝農協連が事業主体で運営しているレンダリング施設は、平成3年北海道の指導を仰ぎ、十勝支庁が中心的役割を果たし、十勝農協連、帯広市、十勝町村会、屠畜業者、十勝産業と3カ年間協議を重ね実現した事業であります。広域事業として十勝酪農、畜産を振興する上で必要不可欠な施設であると共通の認識のもとで応分の負担を含めて合意されております。また、国もこれらのことを踏まえ、畜産振興の観点から、公共性の高い広域施設として認可され、総事業費約16億7,000万円のうち国が5億円、道が2億1,000万円、十勝町村会が3億円、管内農協が3億円、農協連が3億5,000万円を投じて建設をしてございます。さらに、平成15年にBSE発生時に第2工場を建設、総事業費9億6,000万円のうち、国が4億8,000万円、十勝町村会が9,800万円、管内農協が1億6,000万円、農協連が2億2,000万円を投じ、広域事業として完結をしております。その結果、畜産農家の処理料は24カ月以上は全道平均1万8,684円のところ、十勝9,525円で9,159円安価であり、中小においても約半額で設定されております。平成24年度の経済効果を見てみますと、十勝管内の畜産農家の年間負担軽減額は約2億4,000万円、本町においては約5,900万円の経済効果をもたらしており、これらの対策を1つ見てもいかにレンダリング事業が健全に運営されているか疑う余地もありません。

このような経営状況下で、農協連が民間に譲渡または一部事業委託をしようとしている行為には理解できません。また、畜産農家の経営を支える上で家畜の終末処理が完璧に行われ、畜産農家が安心できる事業体であることが望ましく、民間に譲渡または一部事業委託することには反対であります。

町長は、負担金、助成金を拠出している自治体として、さらに広域事業であり、公共性の高い施設であることから、町村会の責任も重く、畜産農家に不安を与えるような譲渡または一部事業委託に対してどのような策を講じようとしているのか、町長の所見を伺いたいと思います。

加納議長

町長、答弁願います。登壇願います。

小林町長

それでは、秋間議員の質問にお答えをさせていただきたいと思いません。

十勝農協連が運営する死亡畜専用レンダリング施設は、ただいま秋間議員が申されましたとおり平成3年に第1工場でありますけれども、総事業費16億7,000万円で処理能力は1日当たり11.1tの処理能力を建設し、次いで平成15年にはBSE発生に伴う死亡牛専用処理施設として第2工場を総事業費9億8,000万円、処理能力は同じく1日



当たり11.1tを建設し、運営されてきたものであります。建設費については、国、道と合わせて市町村も第1次の工場については18%、第2次建設10%を負担してきたところであり、さらに運営負担金が年間140万円でありますけれども、管内農協と19市町村で70万円ずつを支出しているところでもあります。

また、平成24年度の実績なのでありますけれども、年間の処理頭数については牛2万5000頭を含む全処理頭数は13万7,000頭でありますけれども、うち鶏が10万2,000羽というふうになっているところでもあります。本町分の牛の処理頭数は年間6,500頭で、管内で最大の利用となっているところでもあります。

さらに、処理料金については、ただいま秋間議員申されたとおり大家畜1頭当たりでは全道平均が1万8,684円に対して9,525円と約半額の処理料となっているところでもあります。

このように本施設は、十勝の畜産経営にとっては大きな役割を果たしているところではありますが、昨年の春から民間業者への委託をする案が浮上し、町村長や農協、畜産関係者からも疑問や不安の声が出される中、私もメンバーとなっているのでありますけれども、十勝化成事業関係機関・団体長会議の昨年5月の会議においても畜産関係者はもとより関係機関においても不安の声があるということとあわせて、本施設は建設費、運営についても公的資金が入っていることから公共性の高い施設であるということから、慎重な取り扱いを行うこととの意見を申し上げるとともに、十勝振興局あるいはJ A士幌町の高橋組合長とも情報交換を行ってきたところでもあります。今後においても本町はもとより十勝の畜産振興に大きな役割を果たしている公共性の高い事業であることを踏まえ、その動向を注視しながら対応してまいりたいと存じますのでご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上、秋間議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

加納議長  
秋間議員

再質問があれば許します。1番、秋間議員。

今町長から答弁をいただいて、町長も日ごろからこの案件についてはいろんな角度で取り組んでいただいていることには感謝を申し上げる次第でございます。ただ、私は言いたいのは本町が負担している実際の負担金額から見てどうあるかということをちょっとお話をしたいと思えます。

実は今私も質問、また答弁のところでもございましたけれども、本町が負担している第1工場の建設では1,700万円強のものを負担してございますし、第2工場の建設においてはこれは626万9,000円、それから今もありました病畜の処理事業運営負担として、実はこれ昭和61年からずっと現在まで負担しているわけでございますけれども、価格はそのときの状況によって負担割合がJ Aと案分されるわけござい

ますけれども、3万8,000円から4万5,000円強の負担がなされて、平成24年は4万5,000円でございます。正確には4万5,309円という形でございますけれども、これを総額で見ると116万8,000円を実は負担している形になるわけです。そういう意味からすると、レンタルの建設並びに運営に関して町の拠出するお金が2,447万9,000円と膨大な住民の血税が投資されて安全に経営が行われているというのが実態でございます。そういう形の中で、民間業者に譲渡または事業の一部委託というようなお話をされてきて、非常に混乱しているのは酪農家、畜産農家でありまして、将来に対する不安等々もありまして、困窮をしているということが実態でございます。

その中で当初の建設に至って、道が指導なり十勝支庁が中心的な役割を果たしていただけてでき上がってございますけれども、当初の十勝農協連の小原会長さんが北海道新聞とか、いろんなところでもお話をしてございますけれども、ちょっとこれを紹介をさせていただきます。当初平成3年ごろは、非常にレンタルの製品の価格が下落したということの中から、今後民間業者が撤退することも予想されると、そういう事業に対しては、同事業を民間に頼っている地域では大きな問題が起こることも予想されると。その意味で農協や関係自治体が一体となって取り組んでいる今回の十勝の例は一つのモデルとなっているというように、当時の設立の組合長さんがこういうことを言ってこの事業に取り組んだという経緯がございます。

そこで、町長にお伺いをするわけですが、こういう当初の精神をなぜ今になって覆されて一部の民間業者に譲渡または一部委託というようなことが出てくるのか、それが先ほど町長が答弁の中で十勝化成事業関係機関・団体長会議等があったようでございますけれども、この辺の中でもそういう精神が生かされた討議がなされたのかどうか、まずお聞きをしたいと思います。

加納議長  
小林町長

町長、答弁願います。

北海道庁においても、これ道も含めて十勝の英知を結集して十勝方式でやったという、そういう考え方は道庁そのものにもあるようでありますけれども、ただ特に経過というのは活性化協議会の中でもそんなに出されているわけではないのですけれども、私どもも新聞報道等の範囲でありますけれども、ただその中でいろんな関係で中札内農協も含めてなのですけれども、経営の中でそういう方向にしていきたいということでもありますけれども、私どもとしてはいずれにしても処理をすると、公共性が非常に高いということと非常に畜産農家、十勝の畜産振興のために大きな役に立っているということをそこは十分踏まえていくという意見反映はしていきたいなというふうに思っているところであります。

加納議長

再質問があれば。1番、秋間議員。

秋間議員

では、質問させていただきたいと思います。

新聞報道等でもなぜ譲渡するのかと。それは、または業務委託についてはBSE関連の補助金が減少される見通しがある中、現状運営体制では経営が厳しくなるゆえに業務委託、譲渡するという理由らしいわけでございますけれども、私は24年度の経営状況を分析して、またそこから考えてみると非常に理屈にならない話を実はされているわけでございます。24年度、また今後においてでございますけれども、経営状況から見ますと第2工場の収支を、収入総体を見ていると約9億6,000万何がしの収益があり、費用においては9億3,900万円強のものがございます。そうすると、損益で見ても2,000万円強の黒字経営でございます。当然先ほども言いましたように、そういうことから全道平均の処理料も半額になっているという状況が明らかにかがえるわけでございます。

そういうことで新聞報道にあるように、それではBSEの補助事業がなくなったときどうなるかということを試算をしてみました。確かにBSEも状況が変わりまして、今も月齢は30カ月以上を検査対象ということになってございますし、将来においては40数カ月にまで繰り上げたらどうかというような状況も散見されますけれども、差し当たり今第1工場で行われている化成のそのもののBSEの手当がなくなったとしても相当の黒字が見込まれます。なぜならば、BSEがそれ解除されると肉骨粉の販売ができるようになります。それから、肥料だとか餌にそれが使われると。そうすると、あそこだけの十勝での生産される肉骨粉も最低価格で、運賃だとか、いろいろ計算して販売するのは7,600万円ぐらいの肉骨粉だけの販売がそこで発生してくると。そうすると、差し引きしても逆に1億円強の黒字が出ると。新聞報道のように、それでは第2工場のほうのBSEの補助金がなくなったら、これは1億4,400万円ぐらいになるわけですがけれども、これが全くゼロになった場合、では収支的にどうなのか。確かにこれは赤字経営になります。それも1億円強の赤字になります。ところが、全道的に見るとほかのところは今もお話ししたように十勝の倍の処理料ですから、それに今のこういうものの赤字を上積みして処理料として一農家からもらわなければならないという実態が起こってきます。しかし、十勝の場合は、今現行半額ですから、半額でこういうものが発生しても確かに負担はふえるけれども、全道的から見ると安価に処理ができるということが言えるのではないかと思います。そういうことから考えても、何も十勝農協連の安全、健全に運営されているレンダリング事業を譲渡、一部事業委託ということは私は考えられないと、このように考えていますけれども、この収支から見た上からも町長としてどういうふうなお考えを持っているのか伺いたいと思います。

加納議長

町長、答弁願います。

小林町長 今年度の活性化協議会、会議開催するのは25年度の状況はまだちょっとよくわからないのでありますけれども、24年度までの実績でいくと事業としては健全な形で運営されているということでありまして、今秋間議員のお話がありましたようにBSEが全頭検査がなくなったということになると、継続、処理頭数が減ることの中で今後の経営がどうかということをお農協連としても検討しているという、そういうことではありますけれども、十勝振興局なり関係機関で協議の場をとということではありますけれども、いずれにしても十勝の畜産振興に極めて極めて価格含めて大切な施設であるということとそういう面では非常に公共性が高いということで、今後よく動向を注目をしていきたいと思っております。

加納議長 再質問ありますか。秋間議員。

秋間議員 酪農、畜産の指導上から見たレンダリングの取り組みについて質問をさせていただきますけれども、農協連としては十勝の生産者の経営を安定的に指導するためにいろんな検査、分析をさせていただきます。例を挙げれば土壌検査だとか、飼料分析だとか、生乳検査などもやっております。特にレンダリングは、では何をやっているかということでございますけれども、実は死亡した牛の病理解剖をして、その状態を生産者に直接フィードバックしていると、こういうことでございます。また、それをJAなりが使って、指導上技術改善に向けて努力をしていると、こういう一連の流れとして系統組織のよさを発揮していると。これがレンダリングの民間でないところのやっている事業としては価値のあることだろうと思っております。そこから考えて、もしか民間になったときに、また経営一部譲渡したときにこういうものが担保されるのかどうか。今私もいろんなことでこの案件について調査をしているし、情報も得ています。しかし、こういうものについては全く情報も流れてこないし、触れてもないというようなことでございます。私は、お金のこともあれですけれども、こういう指導上本当に必要な事業体としてやはり現行が望ましいというふうに考えてございますけれども、そういう面からも町長の考えを伺いたいと思っております。

加納議長 町長。

小林町長 確かに民間になると将来どういう経営になるのかという心配もあるのでありますけれども、安定的にぜひ運営が続けられるよということで動向を見守りたいと思うのですけれども、ただ昨年来この話が出てからなかなか現実の生産現場の農家の皆さんはよくわかっていないという話もお聞きしているのです。最近ようやくもうその問題についていろんな意見が出ているということではありますけれども、農協連という農協の組織でありますから、それぞれの農協が中心になるので、この事業も経営の手法だとか、価格はいろいろあるのでありますけれども、畜産の極めて多い地域でありますから、そういう面では安定的に

3	加納議長 秋間議員	この事業を続けられるよう、ぜひ農協を中心に進められるよう私も高橋組合長にも申し上げていきたいなというふうに思っているところでございます。
	再質問ございますか。	
	最後までございますけれども、今いろんな形で質問をさせていただきました。そこで、町長に1つお願いがございます。昨年の7月の新聞報道等では、1年かけて農協連は町村会、農協組合長会と協議して結論を出すというふうに報じられてございます。去年の7月ですから、もう1カ月もございません。そういう形の中で、酪農、畜産農家に全く利益につながらない譲渡や委託に対して、生産者は町村会の判断を注視して見守っております。こういうのが今生産者の置かれていることだろうと思います。そういうことから考えて、やはり事業負担を抛出する自治体として、または町長も町村会の副会長でございますし、そういう立場からひとつこの譲渡、一部事業委託に対して明快に意思表示をしてあらゆる運動展開をしていただきたいと思いますけれども、どのようにお考えになりますか。	
	加納議長 小林町長	町長。
	昨年の春この話が出ましてから、十勝総合振興局あるいは農協連からも都度状況の報告等があるわけでありましてけれども、最近の動きとしては総合振興局も入った運営協議の場も設置をして検討していきたいということでもありますから、そういう面では公共的な性質の強いこの施設がぜひ安定的に運営されるよう町村会の立場でも意見を申し上げていきたいと思っております。	
	加納議長	以上で秋間紘一議員の質問を終了いたします。 以上で一般質問を終結いたします。
柴田 副町長	日程第3、議案第4号「北海道市町村総合事務組合同約の変更について」を議題といたします。	
朗読を省略し、理事者の説明を求めます。副町長。		
議案第4号 北海道市町村総合事務組合同約の変更について説明いたします。		
これは、地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村総合事務組合同約を変更するものであり、加入団体の脱退及び加入に伴う関連箇所の規約改正について地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。		
北海道市町村総合事務組合同約の別表第1の脱退及び加入する団体について変更するものでありまして、説明資料の34ページをお開きください。上から新規加入の団体ですが、道央廃棄物処理組合であります。構成団体は、千歳市ほか記載の4町であります。		
次に、解散、解散に伴う新規加入であります。上川中部消防組合が解散し、構成団体であります鷹栖町と上川町が新たに加入、残りの		

愛別町、当麻町、比布町につきましては大雪消防組合に加入するため、組合規約の変更はありません。

次に、解散による脱退では、伊達・壮瞥学校給食組合が解散により脱退となります。

最後に、統合による脱退でございますが、赤平市が新たに滝川地区広域消防事務組合に加入するために赤平市が脱退で削除となるものであります。なお、芦別市も同様に滝川地区広域消防事務組合の構成団体となりますが、芦別市は総合事務組合の構成団体ではないため、規約の変更はございません。

35ページにつきましては、ただいま説明しました部分についての新旧対照表であります。

議案に戻っていただきまして、附則の施行時期でありますけれども、総務大臣の許可の日から施行するものであります。

以上、簡単でございますけれども、説明といたします。

加納議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(な し)

加納議長 質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。

(な し)

加納議長 討論なしと認め、これより議案第4号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異 議 な し)

加納議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

4

[日程第4、議案第5号「北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について」](#)を議題といたします。

朗読を省略し、理事者の説明を求めます。副町長。

柴 田 議案第5号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について説明をいたします。

副 町 長

これにつきましても議案第4号と同様でありまして、地方自治法第286条第1項の規定により、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更をするものであり、加入団体の脱退及び加入に伴い関連箇所規約改正について地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の別表第1、これは加入町村等について規定したものでございますが、これから上川中部消防組合及び伊達・壮瞥学校給食組合が脱退したことによりこれを削り、新たに道央廃棄物処理組合が加入したことによりこれを追加するものであります。

附則の施行時期でございますけれども、総務大臣の許可の日から施行するものであります。

		以上で説明いたします。
	加納議長	説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ございませんか。
		(な し)
	加納議長	質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。
		(な し)
	加納議長	討論なしと認め、議案第5号を採決します。
		本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。
		(異 議 な し)
	加納議長	異議なしと認めます。
		したがって、本案は原案のとおり可決されました。
5		<a href="#">日程第5、議案第6号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」議題</a> といたします。
		朗読を省略し、理事者の説明を求めます。町長。
	小林町長	議案第6号は、固定資産評価審査委員会の委員の選任でありますけれども、今年7月17日で1名が任期満了に伴うことから、新たに選任をしようというものでありますけれども、対象者は記載のとおり土幌町字中土幌基線124番地、杉山誠氏でありますけれども、3期目の再任となるものであって、任期については平成26年の7月18日から29年の7月17日までであります。
		同意賜りますようお願い申し上げます、説明に代えさせていただきます。
	加納議長	説明が終わりましたので、質疑、討論を省略し、これより議案第6号を採決します。
		本案は、原案のとおり同意することに異議ありませんか。
		(異 議 な し)
	加納議長	異議なしと認めます。
		よって、本案は原案のとおり同意することに決定されました。
		以上で本日の日程は全て終了いたしました。
		次回は18日午前10時から再開いたします。
		本日はこれにて散会いたします。
		(午後 1時45分)